

松戸市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 議会機能の強化（第5条－第9条）

第3章 議会と市長等との関係（第10条－第12条）

第4章 市民と議会との関係（第13条－第15条）

第5章 議会改革の継続（第16条）

第6章 議会事務局（第17条）

附則

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が制度上明確化され、地方公共団体の自己決定権が拡大するとともに自己責任の原則が徹底されることになった。

松戸市民の代表である市長及び議会の議員は、市民が地方公共団体の長及びその議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、それぞれ市民の負託に応える責務を負っており、住民自治の根幹である議会は、市民の声に的確に応えていくため、議会の持つ監視及び評価の機能をより充実するとともに、政策形成能力の向上を図っていかねばならない。

地方分権の進展による行政運営の変化、市民意識の多様化等、議会に求められる責務は、ますますその重さを増している。このような中で、市民の代表として議会の今後のあり方を改めて考え、議会機能の充実、議会の活性化を図り、市民の負託に応えていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の活動原則等を定め、及び議員の使命を明らかにするとともに、議会機能の強化等に関する基本的事項を定めることにより、社

会の変化、多様化に適切に対応した議会運営を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市政の意思決定機関として、市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映させるとともに、議会運営における透明性を確保し、公平、公正かつ民主的な議会の活動に努めるものとする。

(議会運営の基本)

第3条 議会は、市の基本的な政策決定、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視及び評価、政策立案並びに市長等に対する政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営を図るとともに、市政の課題、議案等の審議の充実に努めるものとする。

(議員の責務)

第4条 議員は、合議制の機関である議会を構成する一員として、一部の地域、団体の課題のみならず、市政の課題全般について自らの良心と責任をもって市民の負託に応えるよう活動しなければならない。

2 議員は、不断の研鑽により活動能力を高め、常に市民福祉を念頭におき、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

第2章 議会機能の強化

(常任委員会の活動)

第5条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案、陳情等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。

(議員間討議)

第6条 議員は、市民福祉のための意思決定機関である議会のもつ権能を十分

発揮するため、多様な意見が反映されるよう議員間における討議に努めるものとする。

- 2 議員は、議員間における討議を通じて議会の意思の集約を図り、合意形成に努めるものとする。

(議案等の調査及び研究)

第7条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

(会派)

第8条 議員は、充実した議会活動を行うため、会派を構成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関して調整を行い、会派間の合意形成に努めるものとする。

(研修の充実)

第9条 議会は、監視及び評価の機能の充実並びに政策形成能力の向上のため、積極的に研修の充実に努めるものとする。

第3章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係の基本原則)

第10条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の下、常に市長等との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言等を行い、市政発展に取り組まなければならない。

(議決事件の拡大等)

第11条 市長は、基本計画（市の基本構想の実現のために必要な施策を体系的に整理したものをいう。）の策定又は変更をするときは、議会の議決を経なければならない。

- 2 市長等は、市政に係る重要な計画（前項に規定する基本計画に基づく実施

計画又は各行政分野における基本的な計画で法律の規定により定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)をしようとするときは、その概要を議会に報告しなければならない。

3 市長等は、前項に規定する計画のほか、市政の基本的な施策に係る計画の策定等をしようとするときは、その概要を議会に報告するよう努めるものとする。

(政策提言)

第12条 議会は、決議等による議会意思の表明により、市長等に対し、積極的に政策提言を行うものとする。

第4章 市民と議会との関係

(情報公開の推進)

第13条 議会は、議会の役割、責任を市民に明らかにするため、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号)の趣旨に則り、保有する議会活動に関する情報の一層の公開を図るものとする。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、議会活動を広く周知するため、様々な情報媒体を利用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(議会への市民参加)

第15条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。

第5章 議会改革の継続

(議会改革の継続的な取組)

第16条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

第6章 議会事務局

(議会事務局の機能強化)

第17条 議会は、議員の政策形成能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。